

岐阜県公報

第千八百八十六号
平成十九年十月九日

(火曜日)

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 七一五^{ページ}

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
市街地再開発組合の理事長の住所の変更
落札者等に関する公示

(商業流通課) 七一六
(街路公園課) 七一七
(情報科学芸術大学院大学) 七一七

告示

岐阜県告示第五百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
関市板取字観音洞六二八の三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市板取字川浦四六〇二の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市板取字観音洞六二八の二、六三一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年十月九日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

平成十九年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年九月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社 岐阜シティ・タワー43開発

三 建物の名称及び所在地

岐阜シティ・タワー43

岐阜市橋本町二丁目五二番地

四 大規模小売店舗の新設日

平成十九年十月十三日

五 店舗面積

二、三二一平方メートル

六 駐車場の収容台数

七四八台

七 荷さばき施設の面積

一〇一平方メートル

市街地再開発組合の理事長の住所の変更

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、岐阜駅西地区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 理事長の氏名 大橋 清隆

二 理事長の住所 (変更前) 愛知県一宮市奥町字郷中江東一五四番地
(変更後) 愛知県一宮市奥町字郷中江東一七二番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 情報科学芸術大学院大学教育用校内パソコン貸借一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年6月29日

4 落札者を決定した日 平成19年8月10日

5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野4 1 20

株式会社フリカス イノテック事業部
代表取締役兼事業部長 堀 富士夫

6 落札金額 61,929,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 情報科学芸術大学院大学教務課

(2) 所在地 大垣市領家町3丁目95番地

平成十九年十月九日印刷
平成十九年十月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社